

## 地域子ども・子育て支援事業に係る提供区域の設定について

## 1 前回の整理（教育・保育事業の提供区域）12月16日開催 児童福祉専門分科会

## 1. 子ども・子育て支援法

第61条（市町村子ども・子育て支援事業計画）

## 教育・保育提供区域ごと

## (1) 教育・保育施設及び地域型保育事業

各年度の量の見込み・提供体制の確保内容・実施時期

## (2) 地域子ども・子育て支援事業

各年度の量の見込み・提供体制の確保内容・実施時期

## 2. 提供区域の定義

## (1) 子ども・子育て支援法（第61条）

地理的条件、人口、交通事情、社会的条件、提供施設の整備状況等、総合的に勘案して定める区域

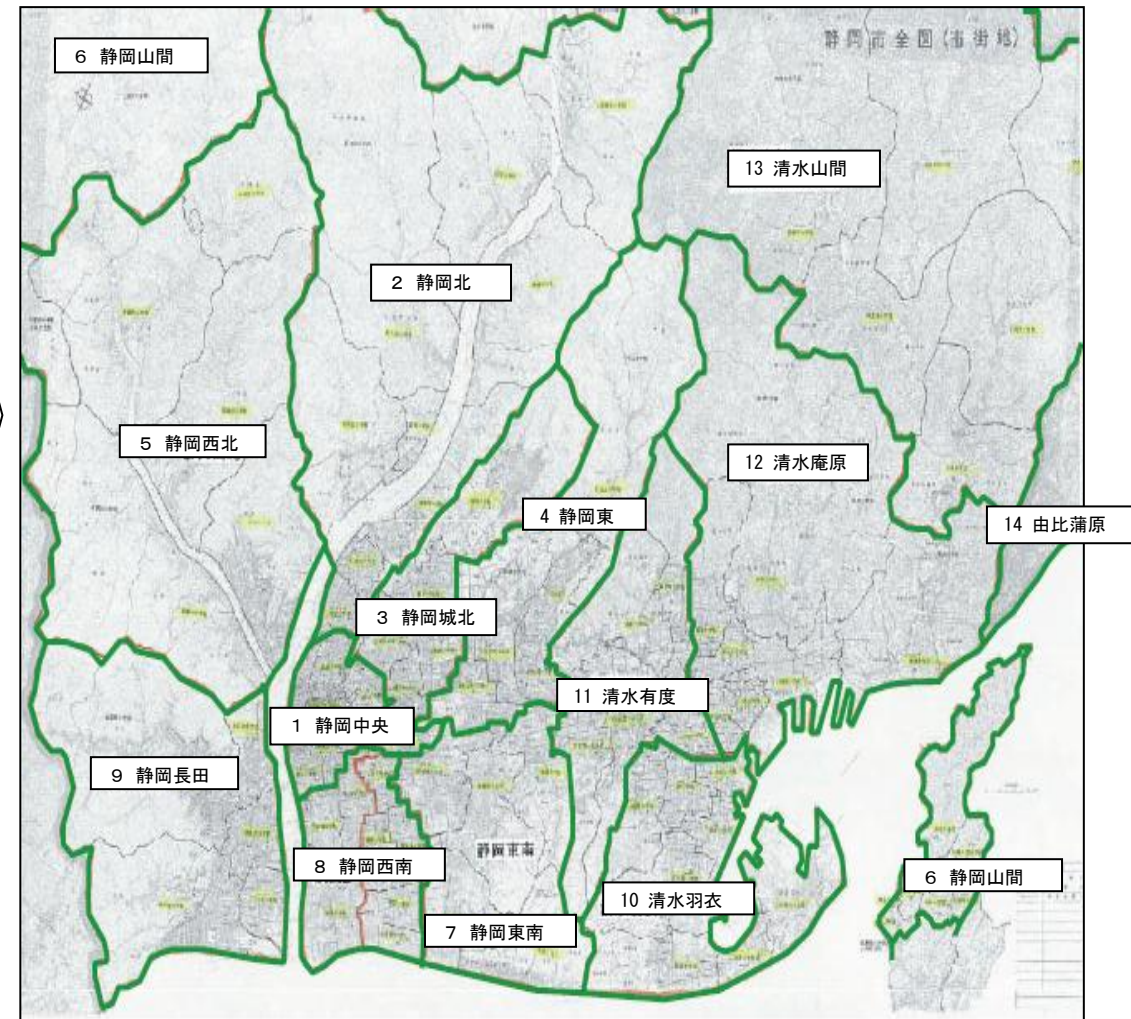
## (2) 国の基本指針（案）

小学校区単位、中学校区単位、行政区単位等、地域の実情に応じて、保護者や子どもが居宅より容易に移動することが可能な区域

## 3. 教育・保育事業の提供区域を設定する上での主なポイント

- (1) 本市特有の地理的状況等を踏まえる
- (2) 既存施設の有効活用を図る
- (3) 需要と供給のバランスがとれる区域

## 教育・保育事業に係る提供区域を14区域に設定



## 2 今回の議題 ～地域子ども・子育て支援事業に係る提供区域の設定～

### 1. 地域子ども・子育て支援事業（子ども・子育て支援法 第59条）

子ども・子育て家庭等を対象とする事業として、市町村が地域の実情に応じて実施する以下①～⑬の事業

- ①利用者支援    ②地域子育て支援拠点事業    ③一時預かり事業    ④乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん事業）
- ⑤養育支援訪問事業その他要支援児童、要保護児童等の支援に資する事業    ⑥ファミリー・サポート・センター事業    ⑦子育て短期支援事業
- ⑧延長保育事業    ⑨病児保育事業    ⑩放課後児童クラブ    ⑪妊婦健診    ⑫実費徴収に係る補足給付を行う事業
- ⑬多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業

※1 新制度施行に伴う新規事業 ⇒ ①、⑫、⑬    従来から実施している事業 ⇒ ②～⑪    ※2 ⑫、⑬事業は、「提供区域」の指定はない

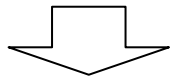
### 2. 地域子ども・子育て支援事業に係る提供区域の考え方

#### (1) 地域子ども・子育て支援事業の勘案すべき主な特徴

- ① 事業ごとに目的、対象者、内容が異なる
- ② ①に伴い、施設や職員配置等、サービスの提供体制が異なる
- ③ 従来から実施している事業（1の②～⑪）は、関係する他の事業計画や運用実績等を踏まえ計画的に推進している
- ④ 「教育・保育事業」とは事業内容やサービスの提供体制等が異なる

#### (2) 提供区域の定義 ～国の基本指針（案）～

教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業を通じて共通の区域設定とすることが基本となるが、広域利用の実態が異なる場合には、実態に応じて事業ごとに設定することができる。



上記のことから地域子ども・子育て支援事業は、事業内容やサービスの提供体制等に即した提供区域を設定する必要がある

### 3. 地域子ども・子育て支援事業の提供区域を設定する上での主なポイント

- (1) 既存施設や運用体制を有効活用できるか    (2) サービスを円滑に提供できるか    (3) 実行可能な事業計画の策定が可能か
- (4) 他の計画等との整合性が図れるか

※上記を踏まえ提供区域を設定し、事業計画施行後は運用状況等をもとに点検・評価を行い、必要がある場合は計画の見直しを行う。